

日連 4 第 324 号
(業 1 第 27 号)
令和 4 年 6 月 27 日

税制審議会
会長 金子 宏 様

日本税理士会連合会
会長 神津 信 一

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、起業を促進する小規模企業等に係る税制のあり方について

(諮問の趣旨)

昨年 12 月に与党が取りまとめた「令和 4 年度税制改正大綱」では、「検討事項」として、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスを図るための税制のあり方について、所得税・法人税を通じて総合的に検討するとしており、平成 25 年以降の各年度の税制改正大綱にもほぼ同内容の記載があります。

この問題は、事業利益に対する課税に対処するためのいわゆる法人成りに係る役員報酬や同族関係者への報酬、資産の賃貸料等の支払を通じた所得の軽減・分散に対する税制や給与所得控除のあり方のほか、配当の支払調整による個人の累進課税の回避の問題など、さまざまな論点が含まれていると考えられます。

国際的にみるとわが国の開業率は低水準となっており、経済の活性化と産業基盤を維持するためには、起業の増加を図ることが重要ですが、給与所得者の副業が増加するなど、事業形態が多様化する中で、従来と異なる観点から小規模企業等に係る税制のあり方を検討する必要があるものと考えられます。

そこで、起業を促進するとともに、わが国の雇用の大半を担っている中小企業の活性化を図るという観点から、小規模企業等に係る税制のあり方について、所得税・法人税のほか、消費税や事業税のあり方などを含めて多角的に検討していただきたく、貴審議会に諮問します。